

## 第39回盛岡地方裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

令和3年2月16日（火）午後2時から午後3時まで

### 第2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室（5階）

### 第3 テーマ

民事調停手続の利用促進について

### 第4 出席者

（委員）大山美和，加藤亮，川合伸二，河合壘，工藤由紀子，関村真澄，高橋弘美，西村康一郎，藤田克弘，本間健裕（五十音順，敬称略）

（説明者）菅原盛岡簡裁裁判官，伊藤事務局長，管野盛岡簡裁庶務課長，菅原総務課長，佐藤総務課課長補佐，坂本総務課庶務係長

### 第5 議事等

#### 1 開会宣言

#### 2(1) 説明

民事調停手続の概要及び利用促進の取組の実情について

#### (2) 意見交換（○委員，■説明者）

- 民事調停について，テレビコマーシャルによる周知方法を検討されたい。
- インターネット配信による政府広報テレビにおいて，最高裁の広報を行っていたことは認識しているが，一般のテレビによるコマーシャルや番組については，行われていないのが現状である。
- テレビ番組において，例えば，過払い金の問題を取り上げるときに，民事調停の方法があることに触れたり，大きな災害があったときに，土地の境界の争いや，雇用の継続の争いについて，番組のお知らせのところで，民事調停の方法があることを紹介することが考えられる。
- 民事調停制度については認識を持っているが，私の周囲では，調停は，

費用がかかるという理由で、受け入れてもらえなかった。確かに、短時間でもいいので、テレビ番組などで放送すれば、調停に対する理解は深まっていたと思う。私自身は、もっと調停を利用すべきだと考えている。

- 一般市民にとって、民事調停はハードルが高いもののように感じていたので、新受件数については少ない印象だった。説明によると約10年前はある程度の事件数があり、それ以降、事件数は減少しているが、認知度が低いほかに、何か理由は考えられるか。
- よく言われているが、国民の権利意識が高くなったことや、インターネットの普及によって、法律情報に接する機会が増えたことから、合理的で法的な解決に即し、白黒はっきり付ける解決方法を希望する方が増えてきていると思う。そういう方の要望に、裁判所の調停が十分に応えられているかが問題として挙げられており、手続として訴訟の方が選ばれているのが現状である。
- 民事調停を利用される方は、一度どこかの相談機関を利用してきた方が多いという印象だが、実際のところはどのような状況であるか。
- 法テラスや警察から紹介を受けたケースもあるが、相談機関から紹介を受けずに、直接手続案内に来られるケースもあり、このような方は、とりあえず裁判所に行けば何とかかなるという方と、あらかじめインターネットを見て民事調停を希望してくる方もいる。
- 権利意識の高まりは、日本ではネガティブなイメージに捉えられている。民事調停を希望する方は、法的なところに関心のある方が多いように思われ、男女関係や交通事故関係など、法律論だけでは白黒付けがたいトラブルに対しては、調停を利用して、法的な観点からアドバイスして解決ができることを強みとしてアピールしていけばいいと思う。
- 民事訴訟を運営している立場からではあるが、訴訟のルールについては、民事訴訟法でかつちりと決まっており、基本的に、裁判官はアンパイヤー

の立場であり、当事者にコーチをすることについては限界がある。その点民事調停というのは、法律的な形で構成しがたい権利義務関係について、調停委員が当事者から事情を聞きながら、紛争の実情を把握して解決に持っていくものであり、弁護士が代理人として付いてない事案については、調停を利用して、紛争の解決を図ることは非常に意味があることだと思っている。

- 民事調停については、裁判とは違う良さをアピールすることを検討していただきたい。
- 現在の民事調停の運営については、当事者が求めているニーズに対応して、紛争を解決していく流れになっている。また、証拠関係の少ない紛争については、条理に基づく調停運営を行うことによって、解決に至る場合もある。
- 最高裁作成のリーフレット「ご存じですか？簡易裁判所の民事調停」について、意見をいただきたい。
- 私が勤務する相談機関では、相談者にこのリーフレットを交付することがあるが、現在、相談者のほとんどは、インターネットで法律事務所のホームページにアクセスして情報を得ている方が多いように思われる。裁判所のパンフレットについては、文字数が多いと感じており、インターネットの情報であれば、簡略に記載されていることから、分かりやすさがあると思う。また、一般の方は、政府広報テレビをほとんど視聴していないので、特に若い方向けに、ユーチューブ、フェイスブック、ツイッターなどによる情報発信を検討されたい。現在、私が勤務する相談機関でも、ラインを活用した簡単な相談について、実証実験を行っているところである。
- 委員が勤めている機関に相談に来られる方は、若い方の割合が多いのか。
- 若い方の割合は多いが、年配の方の割合も一定程度はある。ラインによる相談件数については、徐々に増えてきている。年配の方でもラインを使

っている方は多いと思う。

- クレジットカードローンについて、返済ができなくなった債務者の多くは、弁護士や司法書士に債務整理を依頼することはあるが、その債務者の中でも、民事調停によって解決してもらいたい方は相当数いると考えている。また、民事調停については、SNSなどでアピールすることは、厳しいと感じている。一つの方法としては、債権者に民事調停の利用をアナウンスすることが考えられる。債権者としても、債務者から直接実情を聴取する機会がある調停の方が、より良い解決になるものと考えている。
- 私が勤務する機関でも、利用者から相談を受けることがあり、どのようなときに、民事調停が利用できるかを調べるのに労を要している。例えば、このようなときに民事調停が利用できるという、基本的なリーフレットがあればいいと思っている。

### 3 次回期日等

#### (1) 次回期日

令和3年9月14日（火）午後2時

#### (2) テーマ

未定

以 上